



特集：5月は消費者月間です。
「みんなで築こう
身近な安全・安心」

No. **24**
 2007.5

愛称…アイネス (i-ness)

新しい時代の消費生活、男女共同参画を
 自らが考える場を意味しています

- i** …… 愛情・情報・私
- ne** …… 新しさ (=new) 次の時代 (=next)
- s** …… 消費
- s** …… 参画

大分県消費生活・男女共同参画プラザ

i-ness アイネスホツと通信

INDEX

- 特集 …… 2～3
- 消費生活のひろば …… 4～5
- 男女共同参画のひろば …… 6～7
- アイネスの講座・イベントのお知らせ …… 8

アイネス相談ダイヤル



- 消費生活等相談 097-534-0999
- 消費生活特別相談 097-534-4034
 第3日曜日(休館日)を除く日曜日(13:00～16:00)
- 食品表示 110 番 097-536-5000
- 男女共同参画についての申出 097-534-8477
- 女性総合相談 097-534-8874
- 県民相談 097-534-9291

みんなが築こう 身近な安全・安心

5月は
消費者月間
です。



消費者の利益を守り、これを増進することを目的に昭和43年5月30日に「消費者保護基本法（現消費者基本法）」が施行されました。

昭和63年には基本法制定20周年を記念して、毎年5月を「消費者月間」と定め、全国各地で消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を行っています。

昨年から、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故、シュッレッターによる指切断、携帯電話やパソコンのリチウム電池による発火など、身近な生活用品による事故が相次いでいます。高齢者をねらった悪質商法や架空請求・不当請求等による消費者被害も後を絶ちません。誰もがこうした身近な事故や被害に遭遇する可能性があります。

国民の安全・安心を確保するのは、国や県などの地方公共団体の基本的な責務です。

企業ももちろん安全な製品・サービスを提供する責務を負わなければなりません。

また、私たち消費者自身についても、正しい理解やより一層の注意が必要とされています。

知って
いますか
？

消費者のための法律

「消費者保護基本法（昭和43年制定）」を現在の経済社会にふさわしいものへと大幅に見直しを行い、平成16年6月、「消費者基本法」として改正されました。

「消費者基本法」は、国の消費者政策の基本となる法律で、国民の消費生活の安定及び向上を目的としています。



消費者基本法

check!

基本理念 「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」

行政・事業者の責務と消費者の役割

【行政】経済社会の状況に応じた消費者施策を推進する

【事業者】○消費者の安全や取引の公正を確保する

○消費者に対しわかりやすく情報を提供する

○消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮する

○消費者との間の苦情を適切に処理する

【消費者】○自ら進んで必要な知識や情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動するよう努める

○環境の保全、知的財産権等の保護へ配慮する

基本的施策

- 安全の確保
- 消費者契約の適正化
- 計量、規格、広告その他の表示の適正化
- 啓発活動及び教育の推進
- 消費者の意見の反映及び透明性の確保
- 苦情処理及び紛争解決の促進 など





一般法

(消費生活全般に関する法律)

『消費者契約法』

事業者と消費者が結ぶ契約について、事業者に一定の不当な勧誘や困惑させる行為があったときは、消費者に契約の取り消しを認める法律です。

改正 『消費者団体訴訟制度』
(H19年6月7日施行)が導入されます。

不特定多数の消費者の利益を擁護するため、一定の要件を満たした消費者団体が、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対して差止請求ができるようになります。

『消費生活用製品安全法』

製品による危害の発生を防止するため、製造及び販売を規制するとともに、安全確保に関する民間事業者の自主的な活動を促進する法律です。

改正 『製品事故情報の報告・公表制度』
(H19年5月14日施行)ができました。

重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者は国へ報告することが義務づけられました。国は事故情報を収集・分析し、その結果を公表します。

『不当景品類及び不当表示防止法』

過大な景品類の提供や不当な表示による顧客の誘引を防止することにより、公正な競争を確保し、消費者の利益を保護します。

その他『製造物責任法』
『金融商品販売法』などがあります。

理解をふかめて
より安心して
安心な生活を。



個別法

(特定の業種を対象に取締りを目的に作られた法律)

『特定商取引に関する法律』

訪問販売など消費者トラブルを生じやすい取引類型について、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まるとともに、クーリングオフなどの民事ルールを定めています。

- 訪問販売
- 通信販売
- 電話勧誘販売
- 連鎖販売取引(マルチ商法)
- 特定継続的役務提供
(対象役務:エステティックサロン・語学教室・家庭教師
学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス)
- 業務提供誘引販売(内職・モニター商法)



その他『宅地建物取引業法』『薬事法』
『保険業法』『旅行業法』などがあります。

お知らせ



『知事への申し出制度』について
「大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づく制度で、県民は、消費者の権利が侵害されている疑いのあるときは、知事に対して適切な措置をとるよう求めることができます。

知事への申し出は、権利の侵害が申し出者個人にとどまらず、広く県民に及ぶ可能性があるものについて、書面により行います。詳しくは、下記までお問い合わせください。

大分県生活環境部県民生活・
男女共同参画課県民生活班

TEL097-506-3044
FAX097-506-1744

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13100/shokai>

消費生活の ひろば



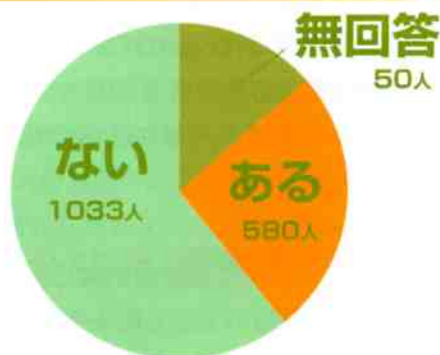
「消費者被害に関する

以下は、調査結果のうち、主な項目について

近年、高度情報化、国際化等消費者を取り巻く環境が大きく変化中、消費者トラブルが急増し、その内容も多様化・複雑化しています。また、架空請求・不当請求や振り込め詐欺、判断能力が不足した高齢者をターゲットにした訪問販売など極めて悪質な詐欺行為も横行しています。このような状況の下、消費者被害の実態について把握するため県からの委託により大分県消費者団体連絡協議会がアンケート調査を実施しました。

- 調査期間 平成18年8月1日～9月30日
- 調査対象 県下12生協の組合員とその家族
- 調査方法 アンケートの配布及び回収
- 回収状況 配布数5,000枚、回収数1,684枚、回収率33.68%。回答数のうち、女性1,057名、男性606名、性別不明21名で、年代は40代を中心に10代から70代と広範囲に亘っています。

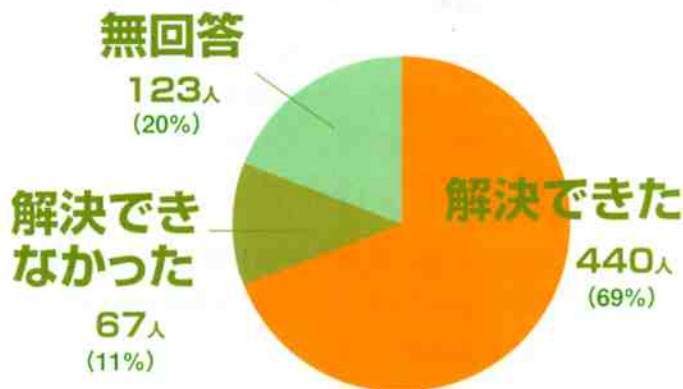
1 これまで消費生活のトラブルにあったこと、また、あいそようになったことはありますか。



2 「ある」「あいそようになったことがある」と回答いただいた方、そのトラブルの内容はどのようなものでしたか。(複数回答可)



3 トラブルにあったことが「ある」と回答いただいた方、そのトラブルは解決できましたか。



4 トラブルを「解決できた」と回答いただいた方、どうやって解決しましたか。(複数回答可)



5 トラブルを「解決できなかった」と回答いただいた方、どうして解決できなかったのですか。(複数回答可)



※その他…はっきり断った、無視した、電話がかかってきた時文句を言った

※その他…知人だったので仕方なく、被害にあった意識が弱く、あまり気にならなかったため放置。

アンケート調査結果

抜粋したものです(数値等は男女計)。

6 クーリングオフの制度を知っていますか。



7 アイネスが実施している無料の「消費生活出前講座」を知っていますか。



アイネス消費者ウィーク2007開催のお知らせ

大分県消費生活・男女共同参画プラザ<アイネス>では、消費者月間(5月の5月の21日(月)から27日(日)の1週間に消費生活に関する講演や県民の自主的な活動の場を提供する「アイネス消費者ウィーク2007」を開催します。皆さんのご来場をお待ちしています。

◆5月22日(火)アイネスくらしの公開講座 13:00~15:30 大会議室

◎くらしの公開講座とは・・・

消費者の間で関心の高い消費生活に関する各分野やその時々において被害の多発している問題について、県民に最新の情報を提供することを目的に実施するものです。

◎内容:悪質商法をテーマに寸劇と講演会を実施します。

■寸劇(13:05~13:50)

NPO法人「消費者センター大分」による悪質商法劇

■講演(14:00~15:30)

★演題:悪質商法の心理学

～まさか、私がたまされるなんて

★講師:静岡県立大学看護学部准教授 西田 公昭 氏

*講師のプロフィール

★関西大学社会学部卒業、専門は社会心理学・心理学

★主要著書「まさか自分が・・・そんな人ほど騙される/マインドコントロールとは何か」「信じるころ」の科学

☆とき☆

平成19年5月21日(月)から27日(日)の1週間

☆ところ☆

大分市東春日町1-1 NS大分ビル内

大分県消費生活・男女共同参画プラザ<アイネス>

◆5月21日(月)~5月27日(日)の1週間

企画資料展

団体・グループによるワークショップ

及び活動パネル展

ワークショップ

5月23日 (水)	10:00~12:00 講座実験室 「日本茶を知ろう。お茶と健康、お茶の効能等」 主催:ひびき会
	13:00~15:00 OA研修室 「インターネットを楽しむためには」 主催:シニアネット大分
5月25日 (金)	10:00~12:00 講座実験室 「手づくりキャンドルを作りませんか」 主催:大分県生活学校運動推進協議会
	13:00~15:00 OA研修室 「インターネットを楽しむためには」 主催:シニアネット大分
5月27日 (日)	13:00~16:00 小会議室1 「チャングムの食卓~環境と体に優しい食生活」 主催:ソーシャルワーク大分

男女共同 参画のひろば



貴方の生き方応援します

アイネスでは、女性のチャレンジ支援をはじめ、女性のみなさんを応援する事業を今年も実施します。ご参加お待ちしております。

詳しくはアイネス 097-534-4034 まで

女性のチャレンジ支援

内閣府の女性の「再チャレンジ支援地域モデル事業」の地域指定を受け、各支援機関と連携し実施しています。

●女性のチャレンジの相談

～キャリア・カウンセリング～

働きたいけど「何から初めていいかわからない」「なかなか仕事が見つからない」等々悩んでいらっしゃいませんか？仕事探しの第一歩は「自分を知ること」から。

あなた自身の価値観・人生観を再発見し、自己理解を深めるお手伝いをします。

◆日時:毎月第2・第4木曜

13:00～16:30

◆申込み:事前予約制・定員3名

お一人の相談時間

50分程度

◆料金:無料<無料託児付>

●在宅就業支援IT講座

出産・育児等で離職した女性を対象にIT講座を開設します。CADやHP作成等の技術を身につけ在宅就業したい方にオススメの講座です。

◆コース<全コース無料託児付>

(A)JWCAD講座

(6月1日～7月20日・8日間)

日出町・毎週金曜日午前

(B)HP作成講座

(6月1日～7月20日・8日間)

日出町・毎週金曜日午後

※9～10月に大分市での開催も予定。

◆受講料:無料

(但し、教材費3,000円必要です)

◆定員:各10名(先着順)

◆その他:受講後はNPO法人の会員として仕事の受注ができる方が対象です。

◆委託先:NPO法人パワーウェーブ日出

●アイネス再就職・起業準備講座

“子育てが一段落しそろそろ仕事を始めたい…”そんな貴女のための講座です。

◆コース<全コース無料託児付>

(A)平日コース(9月上旬・3日間・大分市)

(9月3日(月)・9月10日(月))

(B)日曜コース(9月上旬・3日間・大分市)

(9月2日(日)・9月9日(日))

◆内容:キャリアカウンセラーや起業支援のプロによる講座と、実際に企業訪問を行います。

◆受講料:無料(但し、資料代等別途必要)

◆定員:各30名(先着順)

◆その他:講座修了後にはフォローアップ研修(月1回)や合同会社説明会も開催します。

◆委託先:NPO法人アシスト・ハル・オオイタ

働きたい女性のための託児サービス

ハローワークでの仕事探しや資格取得・スキルアップのための講座受講等、就業活動の際にご利用いただけます。

◆日時:毎週木曜 9:30～16:30

◆申込:事前予約制・定員8名(時間単位で受付)

◆料金:無料

◆その他:(財)21世紀職業財団大分事務所養成の保育サポーター等託児経験者がお子さんを大切に預かります。(対象:1歳以上就学前児童)



アイネス男女共同参画 ウィーク <無料託児付>

6月23日(土)～6月30日(土)

◆講演会「記者夫婦奮闘物語」

フジテレビアナウンサー笠井信輔さん

◆アイネス映画講座

◆ワークショップ

◆団体・グループによる活動パネル展

◆女性の権利110番

アイネス女性総合相談

相談員(臨床心理士)が、女性のみなさんが抱える様々な問題や悩み事に関する相談に応じます。お気軽にご相談ください。

★受付 月～金(祝日は除く)9:00～16:30 ★電話 097(534)8874(来所される場合は事前にお知らせください。)

また、「法律」と「こころ・からだ」をテーマにしたセミナーも新しくスタートします。

詳しくは上記相談電話にお問い合わせください。

◆アイネス女性の生き方応援セミナー

第1期は6月～10月に、各5回シリーズで実施します。<無料託児付>

■「女性のくらし法律講座」/ 毎月第1火曜日 13:30～15:00 定員20名

■「女性のためのこころ・からだ健康教室」/ 毎月第3火曜日 13:30～15:00 定員10名

ひとりで
悩まないで



平成18年度 県の審議会等における女性委員の登用状況について

県では、審議会等における女性登用を積極的に推進するため、「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」に基づき、女性委員の割合を平成22年度までに40%以上にするという新たな目標を掲げ、取り組んでいます。

その結果、平成18年度における県の審議会等委員1,475人のうち女性委員は531人で、女性委員の占める割合は36.0%となっています。

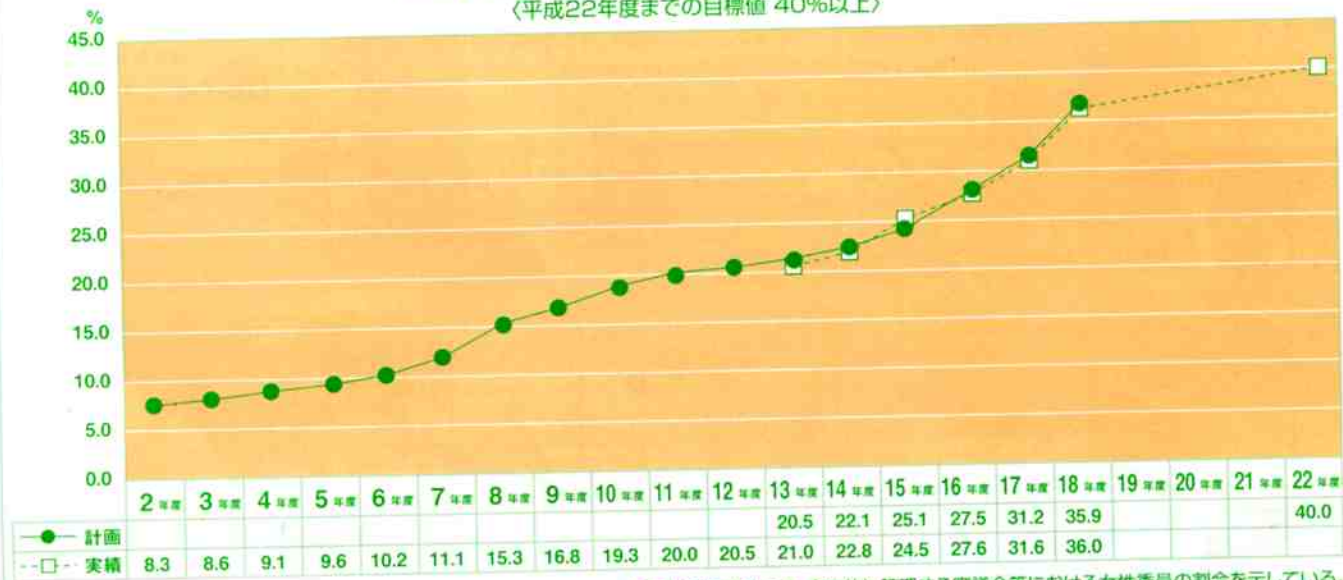
今後とも、目標の達成に向けて、女性委員の着実な登用を図ってまいります。

県民生活・男女共同参画課HP(県の審議会等における女性委員の状況)

<http://www.pref.oita.jp/13100/syakai/076/>

県の審議会等における女性委員の割合の推移

(平成22年度までの目標値 40%以上)



※平成18年度からは、全庁的に管理する審議会等における女性委員の割合を示している。

「女性の視点からの防災対策のススメ」リーフレットを作成しました

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など過去の災害経験から、被災地には増大した家庭的責任が女性に集中し女性のストレスが増えたことや女性への暴力が増加したこと、支援する側に女性が少なく男女のニーズの違いを把握した予防、復旧・復興対策等が行われなかったことなどの問題が明らかになりました。

こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決に導くためには、防災・災害復興分野への女性の参画や男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策の取り組みが必要です。

このような状況をふまえ、県は、平成18年9月に、女性の防災関係者や被災経験者等から構成する「女性の視点による防災指針作成検討会議」を設置し、女性の視点からの防災・災害復興に必要な対策を検討してきました。

その結果、平成19年2月、「安全・安心・快適な避難所生活を確保するための工夫」と「事前の備え」についてまとめたリーフレット「女性の視点からの防災対策のススメ」を作成しました。

災害時においても、男女が共同して災害復興に対応できるよう、常日頃から、家庭や地域、職場などでの男女共同参画を実践し、男女がともに支え合う地域づくりに努めましょう。



問い合わせ / 大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課 参画推進班 TEL097-506-3047

アイネス会議室・研修室の利用案内

アイネスでは会議室やOA研修室の貸し付けを行っています。
使用料は周辺施設に比べ、かなり格安な設定となっています。
勉強会や研修・講演会などに是非ご利用ください。



○会議室・研修室使用料

施設名	面積㎡	机・いすの数	使用料		
			9時～12時	13時～17時	18時～21時
大会議室	288	全面使用 机50	6,900円	9,200円	6,900円
		半面使用 いす280	3,500円	4,600円	3,500円
小会議室1	50	机10いす30	1,200円	1,600円	1,200円
小会議室2	52	机10いす30	1,200円	1,600円	1,200円
和会議室	52	和机6	1,200円	1,600円	1,200円
OA研修室	52	講師台・プロジェクター 講師用パソコン1 生徒用パソコン20	3,100円	3,500円	3,100円

- 営利企業・営利団体が利用する場合は、通常の使用料の2倍の使用料をいただきます。(利用規則により使用許可できない場合がありますのでお問い合わせください)
- 12時から13時、17時から18時を利用した場合の使用料は、超過使用料をいただきます。
(超過使用料=13時から17時の使用料/4×1.3)
- 2つ以上の利用時間区分にわたって利用する場合は、当該利用時間区分以外の時間の使用料は不要です。準備・後片づけは使用許可時間内に含まれます。
- 左記使用料には冷暖房料を含みます。

○利用申込受付時間/月曜日～金曜日(祝日、休日は除く)の9:00～17:15 ○受付場所/大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)1F事務室

○利用申込方法/直接、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)までお越しのうえ、利用許可申請書を提出してください。利用許可になれば、その際に使用料を現金でいただきます。*なお、仮予約は行っていませんので、事前に空き状況や使用目的などの電話でのお問い合わせをお奨めします。

問い合わせ先
097-534-4034

アイネスの講座・イベントのお知らせ

5月予定表

日	曜日	時間	内容
1	火		
2	水		
3	木		憲法記念日
4	金		みどりの日
5	土	14:00～16:00	子どもの日 NPO法人キャリアサポート専【無料相談】※予約制
6	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
7	月		
8	火		
9	水	13:30～14:00	消費者月間街頭キャンペーン
10	木	9:30～16:30	働きたい女性のための託児サービス ※予約制
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【キャリアカウンセリング】※予約制
		13:00～17:00	IT学習支援【OA研修室無料開放】
11	金	16:50～17:50	消費生活出前講座・日本文科大学【ヤング講座】
12	土		
13	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
14	月		
15	火		
16	水		
17	木	9:30～16:30	働きたい女性のための託児サービス※予約制
18	金		
19	土		
20	日		休館日
21	月		アイネス消費者ウィーク(27日まで)
22	火	13:00～15:30	アイネスくらしの公開講座
23	水		
24	木	9:30～16:30	働きたい女性のための託児サービス ※予約制
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【キャリアカウンセリング】※予約制
		13:00～17:00	IT学習支援【OA研修室無料開放】
25	金		
26	土		
27	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
28	月		
29	火		
30	水		
31	木	9:30～16:30	働きたい女性のための託児サービス※予約制

★アイネス消費者ウィーク(21日～27日まで)

6月予定表

日	曜日	時間	内容
1	金		
2	土	14:00～16:00	NPO法人キャリアサポート専【無料相談】※予約制
3	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
4	月		
5	火	13:30～16:00	女性の生き方応援セミナー
6	水		
7	木	9:30～16:30	働きたい女性のための託児サービス※予約制
8	金		
9	土		
10	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
11	月		
12	火		
13	水		
14	木	9:30～16:30	働きたい女性のための託児サービス ※予約制
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【キャリアカウンセリング】※予約制
		13:00～17:00	IT学習支援【OA研修室無料開放】
15	金		
16	土		
17	日		休館日
18	月	14:30～16:10	消費生活出前講座・別府大学【ヤング講座】
19	火	13:30～16:00	女性の生き方応援セミナー
20	水		
21	木	9:30～16:30	働きたい女性のための託児サービス※予約制
22	金		
23	土		アイネス男女共同参画ウィーク(30日まで)
			女性の権利110番【無料電話相談】
24	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
25	月		
26	火		
27	水		
28	木	9:30～16:30	働きたい女性のための託児サービス ※予約制
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【キャリアカウンセリング】※予約制
		13:00～17:00	IT学習支援【OA研修室無料開放】
29	金	16:30～20:00	講演(記者夫婦奮闘物語)フジTVアナウンサー(笠井 悠輔)
30	土		

★アイネス男女共同参画ウィーク(23日～30日まで)



大分県消費生活男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037大分市東春日町1-1(NS大分ビル内)
TEL097-534-4034(代表) FAX 097-534-0684

○ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html>
○Eメール a13040@pref.oita.lg.jp



大分県消費生活センター 100%リサイクル紙